

生活系及び事業系排水の処理状況について

令和 7 年12月17日

豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会
(三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課)

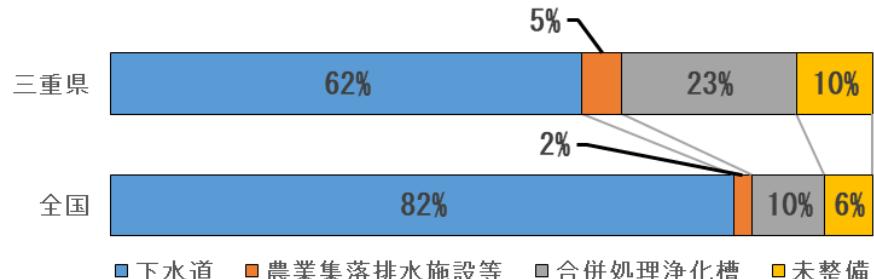
生活排水の処理の方法について

- 主な生活排水処理施設は公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽であり、本県の生活排水処理施設の整備率は90.0%（令和6年度末時点）となっている。それぞれの施設に対して水質基準又は構造基準値が定められている。

主な生活排水処理施設の種類



本県の生活排水処理施設の整備率（令和6年度末）



放流水に関する基準

(mg/L)

項目	集合処理		個別処理	
	区分	下水道	農業集落排水施設等	合併処理浄化槽
BOD		15	20～120	(20)
全窒素		20	60	(20)
全りん		3	8	(1)

※上乗せ基準が適用される場合がある。

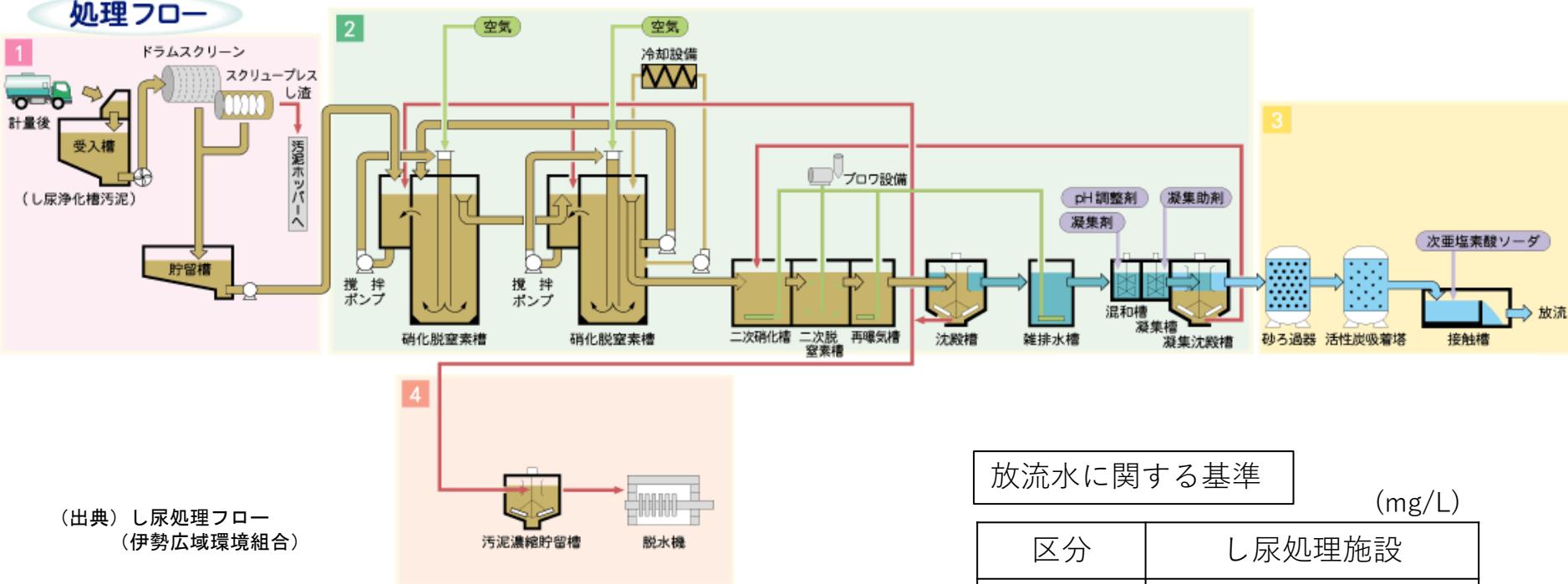
(基準値について)

下水道と農業集落排水施設等は水質基準の最大値、合併処理浄化槽は性能目標値である構造基準値を示している。

浄化槽汚泥の処理フロー及び放流水の水質の基準について

- 浄化槽から抜き取られた浄化槽汚泥は、し尿処理施設において処理される。し尿処理施設に対しても処理後の放流水に関する基準が定められている。

処理フロー



※ イラストは、浄化槽の日実行委員会資料「合併処理浄化槽と上手につきあう方法」より引用

※上乗せ基準が適用される場合がある。

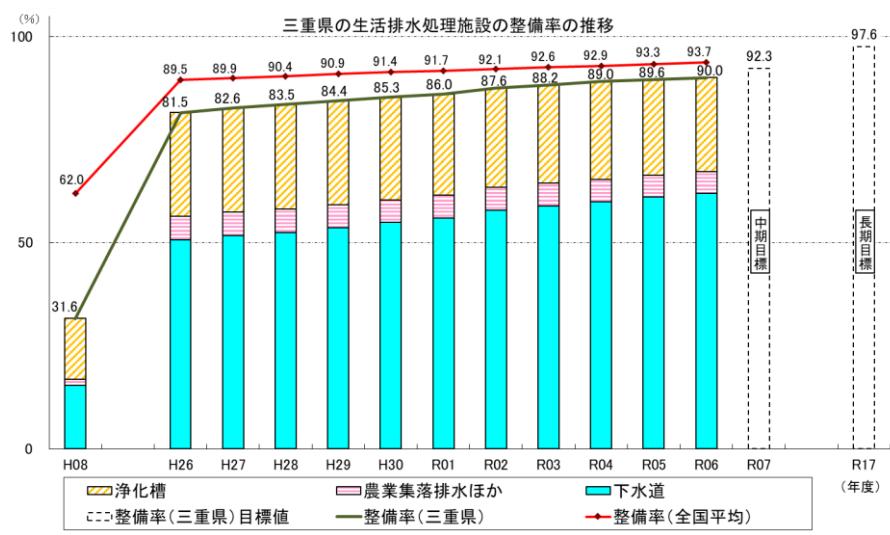
生活排水処理の今後の方向性について（アクションプログラム見直しの考え方等）

【生活排水処理アクションプログラムとは】

より効率的な汚水処理施設の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくため、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月国土交通省、農林水産省、環境省）」に基づき、市町別に生活排水処理施設の整備手法を定め、目標年度における整備水準を示すもので、施設整備のマスタープランとして位置づけられた。

【三重県の現状】

生活排水処理施設の整備率が令和6年度末に90.0%（全国27位）となった。



【点検及び見直しについて】

現行のアクションプログラムは、策定から10年程度経過し、令和7年度は中期目標年度でもあることから、本年度は、整備計画の進捗状況並びに社会・経済情勢及び将来人口の想定値の変化等を把握するための点検を行う。

なお、これらの点検の結果、前回策定時の状況と差異が生じた場合は、社会・経済情勢のほか、地域特性や処理施設の種類ごとのメリット等を総合的に勘案し、広域的な観点から各市町と協議・調整を行ったうえで、見直しを行う。

【今後のスケジュール】

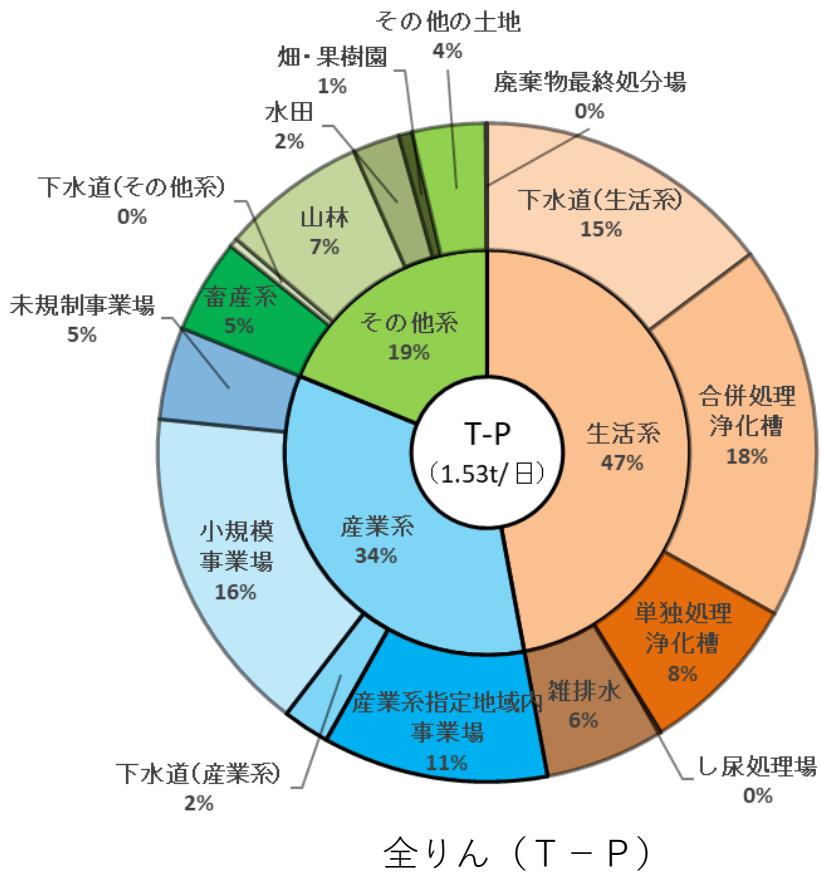
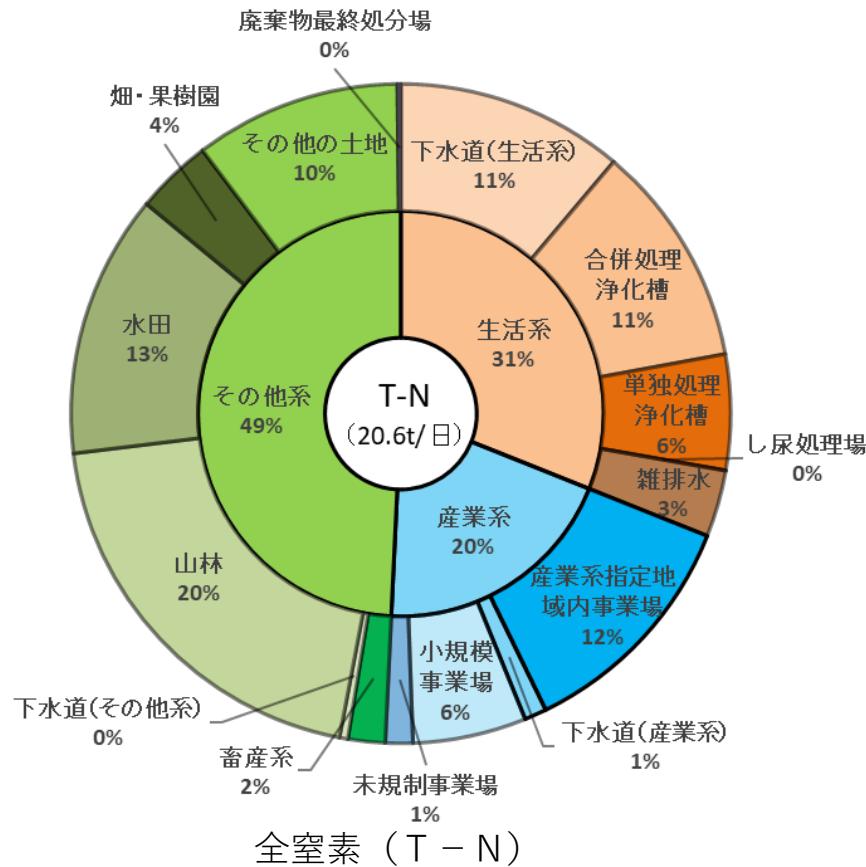
(令和7年度)

市町点検結果の集約、関係市町との協議等
(令和8年度)

生活排水処理アクションプログラム見直し
(案)の策定、パブリックコメント、
報告・公表

伊勢湾（三重県側）における発生源別の汚濁負荷量構成比

- 全窒素については、生活系が約31%を占め、続いて産業系が約20%、その他系が約49%を占めている。
- 全りんについては、生活系が約47%を占め、続いて産業系が約34%、その他系が約19%を占めている。
- 生活系の内訳は、下水道と合併処理浄化槽が多い。



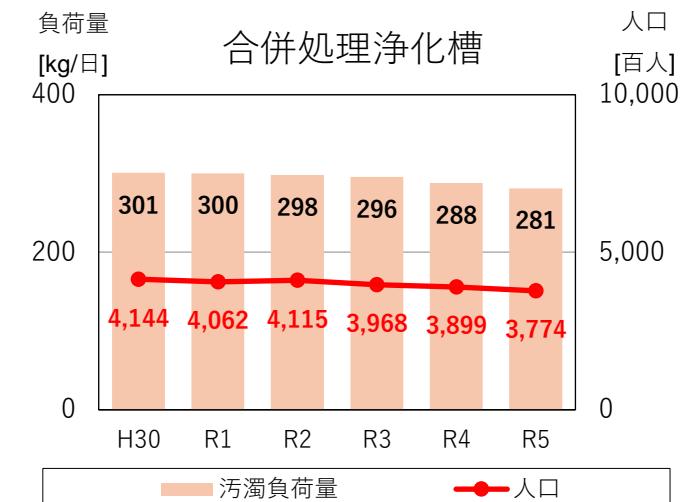
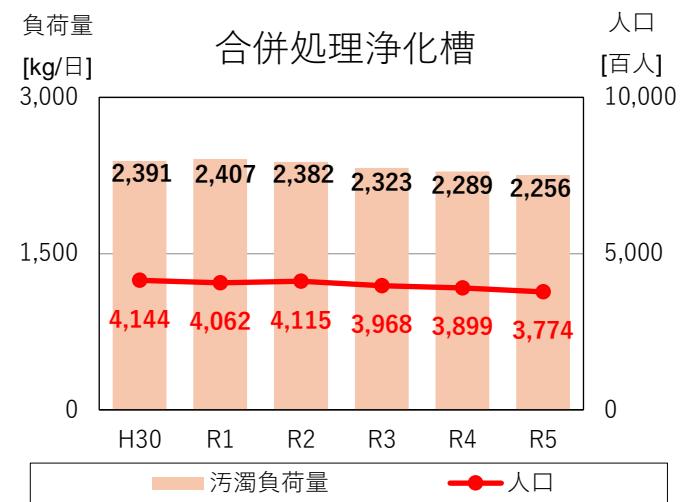
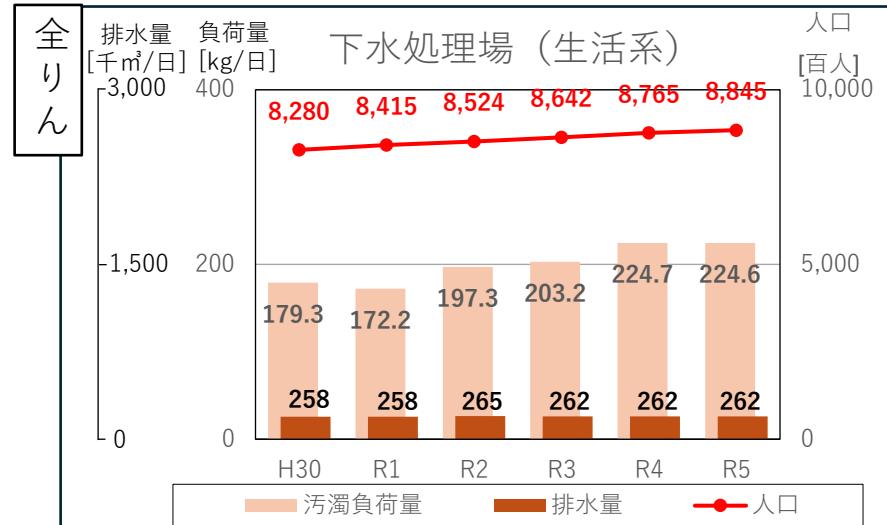
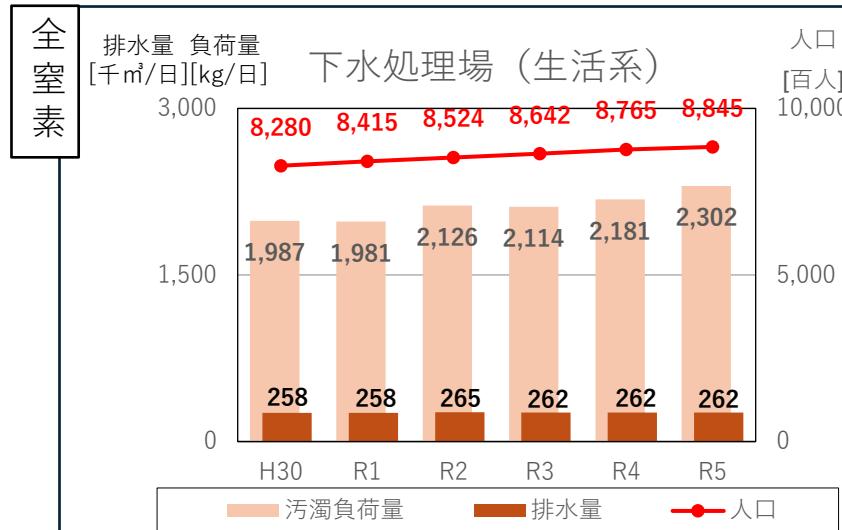
※1%未満の場合は0%と表示しています。

※端数処理の関係で合計は100%になっていません。

伊勢湾（三重県側）における全窒素・全りんの汚濁負荷量の推移（生活系）

下水処理場・浄化槽の全窒素・全りんの汚濁負荷量の推移

- 下水処理場については、排水量の変化は少ないが、汚濁負荷量は増加している。
- 合併処理浄化槽については、汚濁負荷量は減少している。



(出典) 発生負荷量管理等調査（三重県）

伊勢湾（三重県側）における全窒素・全りんの汚濁負荷量の推移（産業系）

工場の全窒素・全りんの汚濁負荷量の推移

- 規制対象となる50m³/日以上の工場数は383で全体の4%、排水量は85%を占めている。
- 工場からの汚濁負荷量は、年度で変化しており、化学工業の変動が影響している。

